

滋賀県動物の保護および管理に関する条例の一部を改正する条例
 滋賀県動物の保護および管理に関する条例（平成6年条例第13号）の一部を次のように改正する。

旧	新
<p style="text-align: center;">滋賀県動物の保護および管理に関する条例 平成6年3月30日滋賀県条例第13号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成7年10月18日条例第41号 平成11年3月18日条例第13号 平成12年3月29日条例第52号 平成12年10月11日条例第118号 平成16年10月25日条例第38号 平成18年3月30日条例第35号</p> <p>滋賀県動物の保護および管理に関する条例をここに公布する。 滋賀県動物の保護および管理に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第3条） 第2章 動物の適正な飼養等（第4条 第6条） 第3章 野犬等の収容等（第7条 第9条） 第4章 緊急時の措置等（第10条 第12条） 第5章 雑則（第13条 第15条） 第6章 罰則（第16条 第18条）</p> <p>付則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第1条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">滋賀県動物の保護および管理に関する条例 平成6年3月30日滋賀県条例第13号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成7年10月18日条例第41号 平成11年3月18日条例第13号 平成12年3月29日条例第52号 平成12年10月11日条例第118号 平成16年10月25日条例第38号 平成18年3月30日条例第35号</p> <p>滋賀県動物の保護および管理に関する条例をここに公布する。 滋賀県動物の保護および管理に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第3条） 第2章 動物の適正な飼養等（第4条 第6条の4） 第3章 野犬等の収容等（第7条 第9条） 第4章 緊急時の措置等（第10条 第12条） 第5章 雑則（第13条 第15条） 第6章 罰則（第16条 第19条）</p> <p>付則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第1条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

- (1)～(5) (略)
- (6) 飼養施設 動物を飼養するための工作物をいう。
- (7) (略)
- (県等の責務)

第3条 (略)

第2章 動物の適正な飼養等

(飼い主の遵守事項)

第4条 (略)

(標識)

第5条 (略)

(飼い犬のけい留義務)

第6条 (略)

- (1)～(5) (略)
- (6) 飼養施設 動物を飼養するための施設をいう。
- (7) (略)
- (県等の責務)

第3条 (略)

第2章 動物の適正な飼養等

(飼い主の遵守事項)

第4条 (略)

(標識)

第5条 (略)

(飼い犬のけい留義務)

第6条 (略)

(犬およびねこの多頭飼養の届出)

第6条の2 犬またはねこの飼い主(法第12条第1項第4号に規定する動物取扱業者その他規則で定める者を除く。)は、その一の飼養施設において飼養する犬もしくはねこ(生後91日未満のものを除く。)の数またはこれらの数を合算した数(以下「飼養数」という。)が10頭以上となったときは、その日から起算して30日以内に、当該飼養施設について次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名および住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)

(2) 飼養施設の所在地

(3) 飼養数

(4) 飼養施設の構造および規模

(5) 飼養の方法

(6) その他規則で定める事項

(変更等の届出)

第6条の3 前条の規定による届出をした者(以下「多頭飼養者」という。)

第3章 ~ 第4章 (略)

第5章

(動物愛護管理員)

第13条 (略)

(立入調査等)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主から報告を求め、または動物愛護管理員に、飼養施設その他動物の飼養に係るのある場所に立ち入り、飼養施設の規模および構造ならびに飼養状況を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査等をする動物愛護管理員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第15条 (略)

第6章 罰則

(罰則)

は、同条各号に掲げる事項(同条第2号および第3号に掲げる事項を除く。)に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 多頭飼養者は、当該届出に係る飼養施設の所在地における飼養を廃止したとき、または当該届出に係る飼養数が10頭未満となったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(助言または指導)

第6条の4 知事は、多頭飼養者の飼養する犬およびねこの健康と安全を保持し、または周辺的生活環境の保全を図るために必要な限度において、当該多頭飼養者に対し、当該犬およびねこの飼養施設の構造および規模ならびに飼養の方法について必要な助言または指導を行うことができる。

第3章 ~ 第4章 (略)

第5章

(動物愛護管理員)

第13条 (略)

(立入調査等)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主から報告を求め、または動物愛護管理員に、飼養施設その他動物の飼養に係るのある場所に立ち入り、飼養施設の規模および構造ならびに飼養状況を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査等をする動物愛護管理員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第15条 (略)

第6章 罰則

(罰則)

第16条 (略)

第17条 (略)
(両罰規定)

第18条 (略)

第16条 (略)

第17条 (略)
(両罰規定)

第18条 (略)
(過料)

第19条 第6条の2もしくは第6条の3第1項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、1万円以下の過料に処する。